



「相続で揉めないための処方箋」

MASSパートナーズ法律事務所

弁護士 清水 修



相続で揉めないための処方箋



MASSパートナーズ法律事務所
弁護士 清水 修

なぜ、相続で揉めるのか。

1. 相続は資産を巡る「争いの火種」であるという側面
2. 相続人側の経済的な事情
3. 相続人の期待したものと相続の結果に対するギャップ(不意打ち)
4. 相続人間の人間関係・・・兄弟は他人の始まり
5. 相続人の個人的な感情
6. 相続財産の特徴
7. 相続人間の不公平感
8. 情報の格差
9. 内縁の配偶者の存在
10. 予期せぬ相続人の存在



相続で揉めないためにはどうすれば良いのか。

【生前にできること】

1. 遺言書は、まず作る！
 - ・あるとないとでは天と地の差がある。
 - ・いくらでも書き直しができる。
 - ・判断能力があるうちに作る。－認知症になってからでは手遅れ。認知症はいつなるのかわからない病気である。
2. 遺言書の内容を揉めない内容にする。
 - ・相続人間の感情に配慮する。
 - ・不公平感に配慮する。
 - ・遺留分を必ず守る。
3. 上記1. 2をしてもらうよう被相続人とコミュニケーションをとる。

相続で揉めないためにはどうすれば良いのか。

【生前にできること】

4. 専門家に相談する。

- ・相続は、法務と税務が重要であることから、弁護士と税理士に相談した方が良い。
- ・節税のための生前贈与などのアドバイスも得られる。

5. 家族信託を活用する<参考資料1>。

- ・比較的少額
- ・生前の財産の活用が可能となる。

6. 任意後見制度、法定後見制度を活用する。

- ・判断能力が無くなって以降、相続までの期間の不便の解消と使い込みの防止が可能な限り図られる。

相続で揉めないためにはどうすれば良いのか。

【相続が発生した後】

1. 相続で揉める要素があるか確認する。
2. 話し合いでの解決を志向してみる。
3. 相続で揉める要素があれば、すぐに専門家に相談する。

・・・このように、遺言などがなく、相続人も複数いるなど、相続で揉める要素がある場合には、最終的には専門家に依頼するという選択肢の一択になってしまい、その場合には一定の費用が発生してしまう。

→そうならないためにも、「生前の対策」が何より重要である。

事例で学ぶ遺産分割の基本

遺産分割の基本的ステップ

1. 相続人の確定
2. 相続財産の範囲の確定
3. 相続財産の評価
4. 特別受益
5. 寄与分
6. 具体的相続分の確定
7. 遺産分割方法の確定

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

被相続人：P（女性） 相続人：長男A、相続人：次男Bの息子C、次男Bの娘D。なお、長男Aには、配偶者と1人娘Eがいる。

相続財産は、調査の結果、東京都品川区大井4丁目の実家の土地（50坪）、建物（築30年。設計：フランク・ロイド・ライト）、宮城県刈田郡蔵王町の山林（500坪）、預貯金5000万円、Pが100%オーナーの不動産賃貸会社P商事の株式、マリーローランサンの絵画が発見された。

被相続人は、10年前から認知症が発症し、要介護度も1から2へと推移し、発症から7年間長男Aの一家が療養看護をしてきた。3年前に要介護度が3になったことから、施設に入所し、その間、次男B（被相続人Pが亡くなる1年前に他界）とその家族が施設に来たことはない。

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

長男Aの一家は、もともとニュージーランドで生活していたが、13年前にPの夫が他界し、それから2年後、Pから老後の世話をしてもらいたいという連絡を受けて、実家の隣の低層マンションの一部屋を購入し、長男Aが主に金銭面や契約等の事務手続面での支援をし、長男Aの配偶者がPの実際の療養看護に努めてきた。

また、Pが長男Aの娘Eを溺愛していたことから、Pが費用を出すからと言って、娘Eの家族を同じマンションの一室に住ませ、賃料月額15万円は全てPが負担してきた。なお、PはP商事から月額15万円の役員報酬を受領しており、娘Eの賃料はこの報酬の入金口座から引き落とされており、同口座の通帳には毎月15万円の入金と出金の記録があるのみである。

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

Pは年金収入月額10万円以外の収入はなく、この10万円は、医療費と生活費に費消されていた。もっとも、それだけでは、賄うことができなかったことから、長男Aは月額5万円のお小遣いを現金で支払っていたほか、生前に手術代100万円、実家の老朽化に伴うエアコンの総入れ替え300万円及び実家のバリアフリー化工事400万円を支出してきた。

3年前からPが施設に入所したことにより、月額30万円の支出が追加で生じたことから、上記年金収入10万円を除いた、月額20万円を長男Aが負担してきたが、流石に資金的な負担が厳しかったことから、次男Bに半額の負担を願う手紙を書いたが次男Bから返事はなかった。

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

長男Aは、被相続人Pの相続に関して、CDに対して次のような提案をした。

①相続人は、ACDの3人でAが2分の1、C及びDがそれぞれ4分の1の法定相続分である。

②遺産の範囲及び評価は次のとおり

- ・東京都品川区大井4丁目の実家の土地(50坪):1億5000円
- ・建物(築30年、木造家屋):0円
- ・宮城県刈田郡蔵王町の山林(500坪):1000万円
- ・預貯金:1億円
- ・P商事の株式:3000万円
- ・マリーローランサンの絵画:1000万円

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

③特別受益はない。

④寄与分は次のとおり、3140万円であるが、3000万円が良い。

- ・月額5万円のお小遣い相当分： $5万円 \times 12か月 \times 7年 = 420万円$
- ・手術代：100万円
- ・実家の老朽化に伴うエアコンの総入れ替え工事：300万円
- ・実家のバリアフリー化工事：400万円
- ・施設利用料負担分： $20万円 \times 12か月 \times 3年 = 720万円$
- ・長男Aの配偶者が世話をしていた費用
月額10万円 \times 12か月 \times 10年 = 1200万円

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

⑤遺産分割方法は次のとおり

(1)遺産総額：3億円

(2)寄与分控除後：2億7000万円

(3)上記(2)に基づく具体的相続分

長男A：1億6500万円＝2億7000万円÷2＋3000万円

次男Bの息子C及び次男Bの娘D：各6750万円＝2億7000万円÷4

事例で学ぶ遺産分割の基本

【事例】

(4)遺産分割の方法

長男A:東京都品川区大井4丁目の実家の土地(50坪):1億5000円
建物(築30年):0円
預貯金1500万円

次男Bの息子C:宮城県刈田郡蔵王町の山林(500坪):1000万円
P商事の株式2分の1:1500万円
預貯金:4250万円

次男Bの娘D:マリーローランサンの絵画:1000万円
P商事の株式2分の1:1500万円
預貯金:4250万円

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

1. 相続人の確定

- ・被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本が必要
 - ・相続人全員の戸籍謄本も必要
- 上記情報をもとに相続関係図を作成する<参考資料2>。

2. 遺産の範囲の確定

- ・所有していた資産及び負債のリスト化
- ・不動産は、登記簿謄本や名寄帳、固定資産税の明細書などで確認
- ・預金通帳の履歴から資産がわかる他、その他資産負債も明らかになる

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

3. 特別受益の有無

特別受益とは、特定の相続人が遺贈や生前贈与により被相続人から受けた特別の利益のことである。

例えば、生前、被相続人の息子が事業を始めるための事業資金として1000万円の贈与を受けている場合等である。

特別受益者は、民法903条1項で「共同相続人」とされているため、相続人の配偶者、子、孫に対する贈与は原則として特別受益にあたらぬ(千葉家一宮支審平3.7.31家月44.4.47)。

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

4. 寄与分の算定

寄与分とは、共同相続人中に、①被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした者があるときは、その寄与分を相続に反映させる制度。具体的には、遺産総額から寄与分を控除したものを相続財産として、これに法定相続分で各人に分割した後で、寄与者に対して、控除した寄与分を加算させて最終的な相続分を定めることとなる。

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

4. 寄与分の算定

- ・子から被相続人たる親に対する療養看護は、直系血族間の扶養義務があることから、単に親の療養看護をしていたというだけでは特別の寄与とは認められず、それに加えて何らかの事情が必要となる。例えば、本来ならば被相続人の費用で看護人を雇わなければならなかったはずのところ、相続人の看護のおかげでその費用の支出を免れたという事情が必要

- ・単に親の世話をしていたというだけでは特別の寄与とはいえない。

ex)被相続人に居住する家屋・宅地以外には資産も収入もなく、それらを売却すれば扶養を受けなくて済むが、相続人の一人から生活費をもらっていたために売却をせず資産が維持された場合に寄与分が認められた

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

5. 相続財産の評価

(1) 不動産の評価

- ・土地の評価
- ・建物の評価：フランク・ロイド・ライトの設計

(2) 動産の評価：美術品の鑑定

(3) 非上場株式の評価：P商事の株式価値

- ・配当還元方式
- ・簿価純資産方式
- ・収益還元法

事例で学ぶ遺産分割の基本

【検討】

6. 遺産分割方法の確定

- ・相続税の支払いが生じる場合、手出しになると困るという理由から、本件のように実家の土地の他に預貯金が欲しいというケースが多い。
- ・預貯金は相続のそうした問題に対応できる柔軟性ある資産であるため、分割の際には調整弁として用いられることが多い。
- ・売却方法も管理方法もわからないような蔵王の土地は相続したがいらない人もいて、これを押し付けることが無用な紛争を招くことがある。
- ・公平性を担保するため、法定相続分にしながら、共有持分を取得させた後で、売却を進めて、売れたことで得られた収益を法定相続分にしながら分割することも可能。

事例で学ぶ遺産分割の基本

7. 小括

以上検討してきたことからわかるように、相続に関する紛争解決は、相続人間で紛争が発生する火種を有しており、遺言がないまま、相続が発生すると、弁護士に相談しなければならなくなり、場合によっては5年以上争い続けることもある。また、弁護士費用も相応に発生してしまうことになる。こうした経済的負担や紛争の負担を回避するためには、事前にしっかりと遺言を作成しておくことが重要である。また、家族間の人間関係を悪化させないためにも、遺言の作成は重要である。

しかしながら、遺言は、自分の死と向き合う作業になるため、通常あまり作成に気乗りがしないものである。

そこで、以下では、自筆証書遺言の簡単な作成方法について、記載する。

明日にでもできる！ 自筆証書遺言作成の案内

1. もし、検討事例において次の内容の遺言が存在した場合

「私の所有する財産は、別紙財産目録記載のとおりである。同目録1記載の(大井町の)土地建物は、長男Aに相続させる。次男Bには同目録2(蔵王の)土地及び同目録5記載の(マリーローランサンの)絵画を相続させる。残りの資産は、次男Bの遺留分額に満つるまで配分し、残部はすべて長男Aに相続させる。長男または次男が私より以前に死亡した場合には、それぞれに相続させるとした財産を、その子供に相続させる。」

- ・・・自筆証書遺言があれば、遺産分割で揉めないで済む。
しかも、この遺言書は極めてシンプル。

明日にでもできる！ 自筆証書遺言作成の案内



2. 自筆証書遺言作成上の心構え

- ・「1通もないのと1通あるのとでは天と地の差がある！」ということを知覚
- ・認知症はいつなるか自分では予測できない！
- ・とにかく1通作る！
- ・後で書き直せる！
- ・色々身構えない。良いものを作ろうと思うと時間がかかる。
とにかく1通作る！
- ・シンプルでよい！
- ・できる限り揉めない内容にする。

明日にでもできる！ 自筆証書遺言作成の案内

3. 自筆証書遺言作成上の留意点

- ・エンディングノートは法律上無効であるので、自筆証書遺言を作る。
- ・自筆証書遺言の作成上のルールを守る。
- ・財産が多く、それを複数の人に配分しようとする場合、財産目録だけは税理士や弁護士に作ってもらうと便利(後述)。
- ・遺留分を侵害しないようにする。



明日にでもできる！ 自筆証書遺言作成の案内

4. 自筆証書遺言作成後の留意点

- ・1度作った自筆証書遺言の内容がそれで問題ないと思ったら、公正証書遺言を作成するか、法務局に自筆証書遺言を預かってもらう。
- ・公正証書遺言は、公証役場で遺言書を作成するものであり、遺言書の有効性について、公証人が確認をした上で作成されるものであるため、有効性が高いと言われている。他方で、作成には手間がかかる。
- ・自筆証書遺言書保管制度は、法務局が遺言書を預かり、死亡後に遺言者が指定した者に遺言書を保管していることを通知してくれる制度である。遺言書を自宅保管している場合、誰にも見つけられないこともあり、その他盗難、紛失、相続人による破棄のおそれがあるが、この制度を活用すれば、そうした事態を防ぐことができる。

明日にでもできる！自筆証書遺言作成の案内

5. 自筆証書作成上のルール

(1) 「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」(民法968条1項)→全て、自書するというのが原則。

(2) 例外：財産目録をパソコンで作成する場合(民法968条2項。平成31年改正)

・自筆証書遺言の本文に「相続財産の全部又は一部の目録」(財産目録)を添付するときは、パソコン入力した財産目録に署名・押印をすればよい。具体的には、「自書によらない財産目録を添付する場合には、その毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面)に署名押印をしなければならない。」こととなる<参考資料3>。

(3) 訂正の仕方(民法968条3項)<参考資料4>

・訂正の仕方は複雑であるため、新たに書き直した方がよい。

明日にでもできる！ 自筆証書遺言作成の案内

6. 自筆証書作成上のルール〈参考資料5〉

・出来上がった自筆証書遺言は、まずは封筒に入れる。この場合、封筒に①自筆証書遺言であること、②自分の氏名、③封印の日時を書いた上で、封をした部分に押印をする。その上で、「私の死後に家庭裁判所の検認を経て開封すること」という趣旨の記載することが多い。ただし、これは特段法律に定められたものではないため、封をしていなくても遺言としては有効である。

全て自署した遺言書のサンプル

文書名

遺言書

- 1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 丙山 太郎
生年月日 昭和〇年〇月〇日

平成31年2月1日

日付

住所

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

氏名

甲野太郎

印

押印

昭和〇年〇月〇日生

生年月日

「私は、【対象物】を、【続柄】【氏名】【生年月日】に相続させる。」と記載する。

・法定相続人に対して相続させるときは、「相続させる」と記載する。
・法定相続人以外の者に対して、取得させようとするときは、「遺贈する」と記載する。

残りは、全てというときは、特定のものを特定の人に相続させる旨の記載をして最後に「その他一切の財産」を記載する。

遺言の内容に従ってその執行を行う遺言執行者を選任しておくスムーズ。規定がない場合は、裁判所で遺言執行者を選任しなければならず、時間がかかってしまうということもある。

その他遺言書の条項のサンプル

第〇条 私は、私所有の現金・下記預貯金並びにその他一切の金融資産を、遺言執行者において換価のうえ、その換価金から私の一切の債務を弁済し、かつ、遺言の執行に要する費用を控除した残金を次の者に、次の割合で相続させる。

- ① 長男A(昭和〇年〇月〇日)に3分の2
- ② 次男B(昭和〇年〇月〇日)に3分の1

記

赤色銀行 大井支店
普通預金 口座番号△△△△

青色銀行 大井町支店
普通預金 口座番号△△△△

赤白信用金庫 城南支店
当座預金 口座番号△△△△

ゆうちょ銀行
①通常貯金 記号・番号:△△-△△
②定額貯金 記号・番号:△△-△△

・死亡時に預金残高がいくらだかわからないことから、割合で記載することが多い。

・金融資産は流動性があるため、負債をすぐに返すための原資になることから、債務を弁済して分配すると記載することが多い。同様に遺言の執行に要する費用もここに含ませることが多い。

預金口座は、銀行名・支店名・普通/当座等の種別・口座番号の情報を記載する。
ゆうちょ銀行の場合記号や番号で特定できる。



MASS
PARTNERS
LAW FIRM

その他遺言書の条項のサンプル

第1条 私は、別紙目録1記載の土地建物は、長男A(昭和○年○月○日)に、相続させる。

第2条 私は、別紙目録2土地及び同目録●記載の絵画を次男B(昭和○年○月○日)に、相続させる。

第3条 私は、上記資産を除くその他一切の金融資産は、次男Bの遺留分額に満つるまで配分し、残部はすべて長男Aに相続させる。

第4条 長男Aまたは次男Bが私より以前に死亡した場合には、それぞれに相続させるとした財産を、その子供に相続させる。

第5条 私は、○○家の祖先の祭祀を主催する者を長男Aと定める。

2 ○○家の系譜、祭具及び墓の所有権並びに墓地の使用権は、長男Aが取得する。

長男Aにしか相続させるつもりがなかったとしても、遺留分は守られることから、長男Aにすべてを相続させる旨の遺言はNG。その場合には、次男Bには、遺留分の限度で相続させるという趣旨を表すために、このように記載する。

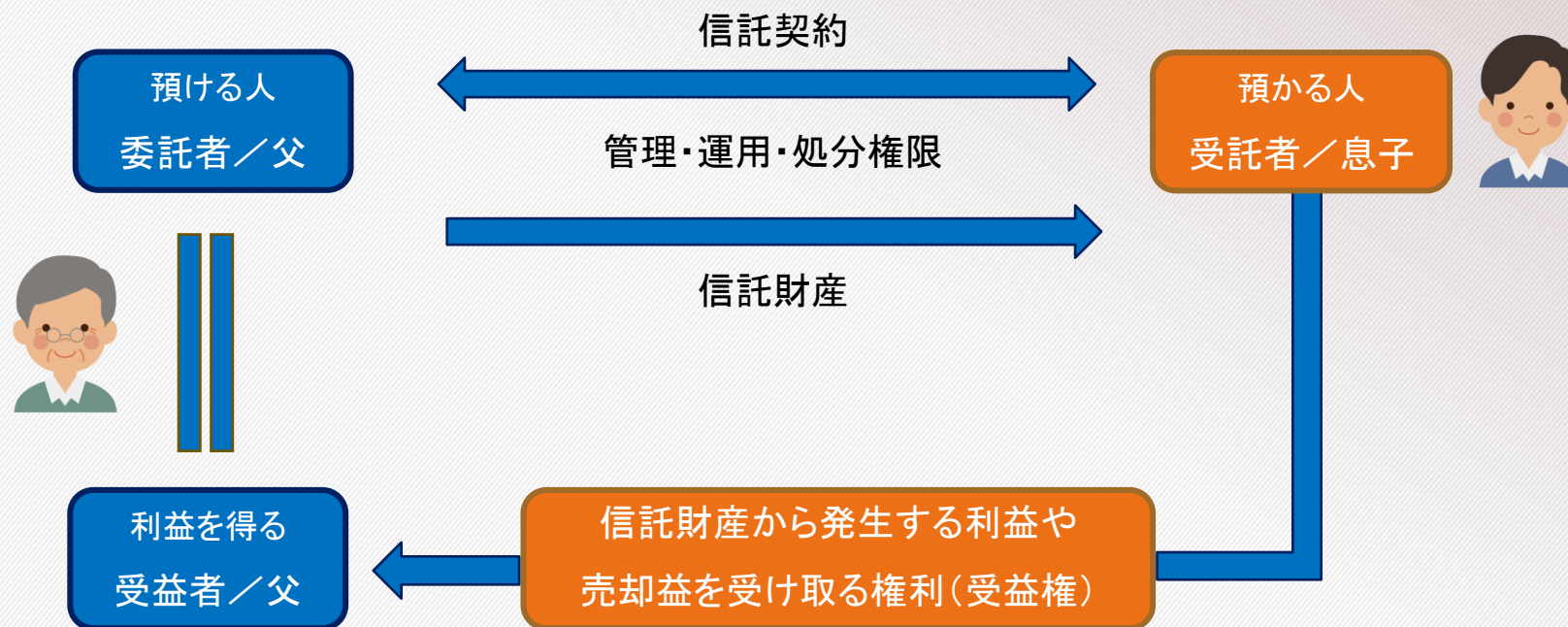
予備的遺言と言われるもの。仮に、自分よりも相続させようとしている者が先立つ可能性がある場合には記載が必須。他方で、交通事故等何があるかわからないので、規定しておいた方がよい。

祭祀主催者及び祭祀承継者を指定する場合の例

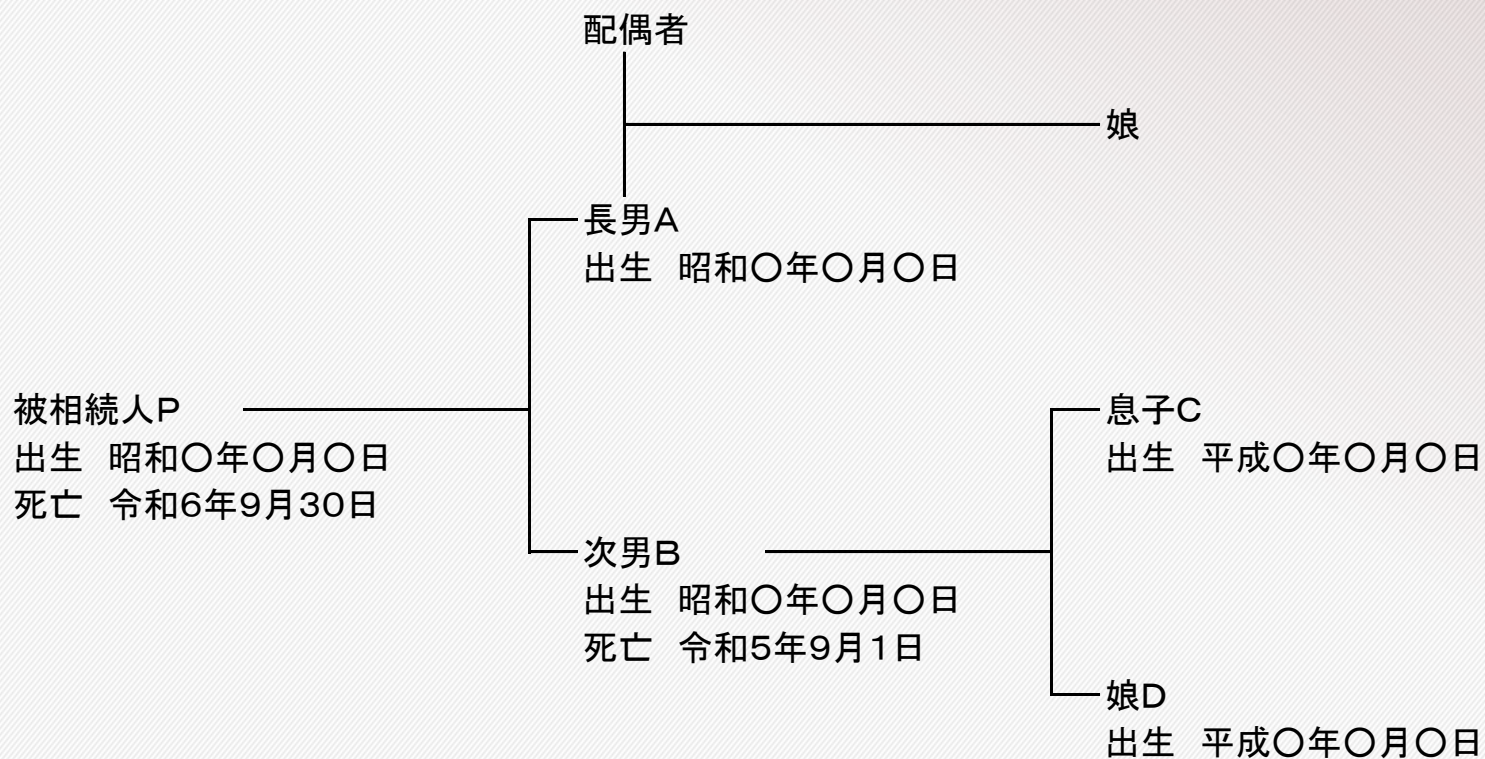


MASS
PARTNERS
LAW FIRM

<参考1> 家族信託



<参考2> 相続関係図



<参考3>
財産目録のサンプル
※法務省HP参照

物 件 等 目 録

- 第1 不動産
- 1 土地
所 在 ○○市○○区○○町○丁目
地 番 ○番○
地 積 ○○平方メートル
- 2 建物
所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 ○○平方メートル
2階 ○○平方メートル
- 3 区分所有権
- 1 棟の建物の表示
所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○
建物の名称 ○○マンション
- 専有部分の建物の表示
家屋 番号 ○○市○○区○○町○丁目○番の○○
建物の番号 ○○
床 面 積 ○階部分 ○○平方メートル
- 敷地権の目的たる土地の表示
土地の符号 1
所在及び地番 ○○市○○区○○町○丁目○番○
地 目 宅地
地 積 ○○平方メートル
- 敷地権の表示
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 ○○○○分の○○○
- 第2 預貯金
- 1 ○○銀行○○支店 普通預金
口座番号 ○○○
- 2 通常貯金
記 号 ○○○
番 号 ○○○

複数枚にまたがる
場合は頁数を書き、
各頁に署名・押印

自署とする

押印



MASS PARTNERS LAW FIRM

<参考3> 通帳や登記簿謄本を利用した財産目録の作成方法

別紙二 **別紙の番号を振る**

普通預金通帳

○銀行
○支店

お名前
法務五郎様

店番 ○○ 口座番号 ○○○

※ 通帳のコピー

自署とする 法務五郎 押印

複数枚にまたがる場合は頁数を書き、**各頁に署名・押印**

1/2

- ・金融機関名
 - ・支店名
 - ・普通／当座等の種別
 - ・口座番号
 - ・名義人
- が分かる頁の写し

別紙三 **別紙の番号を振る**

表題部 (土地の表示)		図割 [第五]	不動産番号 0000000000000
地積番号 [第五]	権利特定 [第五]		
所在 特別区南都町一丁目		[第五]	
① 地番 101番	② 地目 宅地	③ 地積 300.00	源泉及びその付付 [登記の日付] 不詳 (平成20年10月14日)
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
権利番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有権 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有権 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	質権	平成20年11月12日 第807号	担保 平成20年11月4日金融機関貸付H 設立 質権額 金4,000万円 利率 年2.60% (年365日割計算) 償還金 年14.5% (年365日割計算) 質権者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 被担保者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南都銀行 (海浜山 南都支店) 共同担保 登録H第2340号

共同担保目録			
記号及び番号 (H)第2340号		図割 平成20年11月12日	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	手続
1	特別区南都町一丁目101番1番の建物	10	第二
2	特別区南都町一丁目101番の建物	10	(第五)

見本

自署とする 法務五郎 押印

複数枚にまたがる場合は頁数を書き、**各頁に署名・押印**

1/2

＜参考4＞ 遺言書の訂正方法－複雑なので書き直しを推奨します。
 ※ 下記遺言書等は、法務省のHPに掲載されております。

参考資料

遺言書

一 長女花子に、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。

二 長男一郎に、別紙三の不動産を相続させる。

三 東京和男に、別紙四の~~株式~~を相続させる。

平成三十一年二月一日
法 務 五 郎 印

上記三中、二字削除二字追加
法 務 五 郎

訂正箇所へ押印

(注)「行書体」で記載している部分は自書。

別紙一

目 録

一 所 在 東京都千代田区霞が関一丁目
地 番 ○番○号
地 目 宅地
地 積 ○平方メートル

二 所 在 東京都千代田区~~丸の内~~九段南一丁目○番○号
家屋番号 ○番○
種 類 住宅
構 造 木造瓦葺2階建て
床 面 積 1階 ○平方メートル
2階 ○平方メートル

法 務 五 郎 印

上記二中、三字削除三字追加
法 務 五 郎

<参考5> 遺言書の封印方法

裏面

表面

<p>開封を禁ずる</p> <p>この遺言書を、遺言者の死後遅滞なくこのまま家庭裁判所に提出して検認を受けること。</p> <p>家庭裁判所以外で開封すると過料に処せられるので注意すること。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>遺言者 清水太郎</p>	<p>遺言書在中</p>
---	--------------



**MASS
PARTNERS**
LAW FIRM

MASSパートナーズ法律事務所 <https://masslaw.jp>

東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル5階

ご連絡先

TEL: 03-6868-3534 FAX: 03-6868-4991

弁護士 清水 修

shimizu@masslaw.jp

【自筆証書遺言作成サポート業務のご案内】

法定相続人に関する情報及び財産に関する情報(登記簿
謄本、通帳、その他財産の内容を特定できる情報)をお
持ちいただければ、弊所弁護士が2時間5万円(税抜き)
で自筆証書遺言の作成サポートをさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。
お困りのことがございましたらお気軽にご連絡ください。